

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 組織及び業務

第1節 役員（第7条～第10条）

第2節 理事会（第11条～第14条）

第3節 業務の範囲及びその執行（第15条～第19条）

第3章 資本金、出資及び資産（第20条・第21条）

第4章 委任（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例（令和4年神奈川県条例第57号）の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、神奈川県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人の主たる事務所は、神奈川県足柄上郡中井町に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、神奈川県公報に登載する方法又はインターネットを利用する方法により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により公報への登載又はインターネットの利用ができないときは、神奈川県若しくは法人の主たる事務所の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示することによってその登載又は利用に代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員

（定数）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人以内、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

2 前項の理事のうち3人は、法人の常勤の役員及び職員でない者（以下「非常勤外部理事」という。）とする。

3 前項の非常勤外部理事は、法人の経営及びガバナンスに関して高度な知識及び経験を有する者を含むこととし、そのうち1人は障害者とする。

（職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は神奈川県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（任命）

第9条 理事長は、知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

3 監事は、知事が任命する。

（任期）

第10条 役員任期は、2年とする。

2 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。

3 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は再任されることができる。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第11条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（招集）

第12条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（議事）

第13条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

5 監事は、理事会において意見を述べることができる。

(議決事項)

第14条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 事業年度の業務運営に関する計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 重要な組織の設置又は廃止に関する事項及び施設の定員に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項

第3節 業務の範囲及びその執行

(施設の名称・所在地)

第15条 法人が設置し、運営する施設の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名称	所在地
神奈川県立中井やまゆり園	足柄上郡中井町

(業務の範囲)

第16条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 障害者の地域生活の支援及び障害者支援施設等の運営を行うこと。
- (2) 科学的な福祉の研究及び実践、人材育成を行うこと。
- (3) 地域共生社会に関する普及啓発を行うこと。
- (4) 前3号に掲げる業務に基づき、福祉に関する諸課題に対する取組を行うこと。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(説明責任)

第17条 法人は、障害者等に対する虐待の防止、その早期発見その他の知事が必要と認める場合において、知事への報告若しくは帳簿書類その他の物件の知事への提出若しくは提示を行い、又は知事が指定する職員からの質問、当該職員の施設への立入り若しくは設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じるものとする。

2 法人は、前項に定める場合その他法人の組織や運営の状況に関し、積極的に情報を公表するものとする。

(災害対応)

第18条 法人は、大規模な災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）、避難所等としての使用、帰宅困難者の受入、法人の職員の派遣その他の災害対応について、知事又は法人の施設が所在する市町村の長から要請があった場合には、協力するものとする。

2 前項に規定する要請がない場合においても、災害時等の状況に応じて、緊急の必要があると認める場合は、自らの判断により、適切な災害対応に努めるものとする。

(業務方法書)

第19条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書

に定めるところによる。

第3章 資本金、出資及び資産

(資本金等)

第20条 法人の資本金は、神奈川県が出資する別表第1及び別表第2に掲げる資産とし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として神奈川県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第21条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、神奈川県に帰属する。

第4章 委任

(委任)

第22条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表第1（第20条関係）

資産の種別	所在地	地積 (平方メートル)
土地	足柄上郡中井町境字才戸120-3	7,239.87
	足柄上郡中井町境字才戸124	2,068.89
	足柄上郡中井町境字才戸125	1,521.78
	足柄上郡中井町境字才戸126	1,652.73
	足柄上郡中井町境字才戸127	1,062.76
	足柄上郡中井町境字才戸128	1,143.03
	足柄上郡中井町境字才戸129	1,035.04
	足柄上郡中井町境字才戸131	415.68
	足柄上郡中井町境字才戸132	376.85
	足柄上郡中井町境字才戸133	204.24
	足柄上郡中井町境字才戸134	146.84
	足柄上郡中井町境字才戸135	1,052.77
	足柄上郡中井町境字才戸136-2	1,728.88
	足柄上郡中井町境字大塚212-2	125.95
	足柄上郡中井町境字大塚216	268.48
	足柄上郡中井町境字大塚217	386.68
	足柄上郡中井町境字大塚218	1,552.85
	足柄上郡中井町境字大塚219	1,206.97
	足柄上郡中井町境字大塚220-1	1,385.82
	足柄上郡中井町境字大塚221-1	624.08
	足柄上郡中井町境字大塚223-11	261.22
	足柄上郡中井町境字大塚232	2,324.18
	足柄上郡中井町境字大塚234	945.68
	足柄上郡中井町境字大塚235	1,575.98
足柄上郡中井町境字大塚236	215.00	
足柄上郡中井町境字東大塚237	112.00	
足柄上郡中井町境字東大塚238	794.00	
足柄上郡中井町境字東大塚239	1,570.00	

別表第2（第20条関係）

資産の種別	施設の名称	財産の名称	所在地	延床面積 (平方メートル)
建物	神奈川県立中井 やまゆり園	居住棟	足柄上郡中井町 境218	4,641.09
		管理棟	足柄上郡中井町	1,820.04

		境218	
	中井やまゆり園 公舎	足柄上郡中井町 境218	481.78
	地域サービス棟	足柄上郡中井町 境218	477.08
	作業棟	足柄上郡中井町 境218	420.15
	強度行動障害専 用棟	足柄上郡中井町 境218	419.40
	講堂	足柄上郡中井町 境218	366.07
	医療棟	足柄上郡中井町 境218	288.26
	渡廊下（Ⅱ期）	足柄上郡中井町 境218	274.70
	渡廊下（Ⅰ期）	足柄上郡中井町 境218	108.31
	車庫	足柄上郡中井町 境218	71.50
	グランド便所	足柄上郡中井町 境218	16.00
	ポンプ室	足柄上郡中井町 境218	10.00

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

地方独立行政法人法第7条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の定款について、所要の定めをしたいので提案するものであります。